

山梨県のインフルエンザの発生状況について (峠南、富士・東部保健所管内 注意報レベル入り)

令和 8 年 2 月 5 日作成
山梨県感染症対策センター

令和 8 年第 5 週 (1 月 26 日～2 月 1 日) の感染症発生動向調査結果は次のとおりです。

インフルエンザの定点あたり報告数^{*1}

峠南保健所管内 : 11. 33 富士・東部保健所管内 : 23. 43

注意報レベル基準値の 10. 00 以上となったことから、峠南保健所管内及び富士・東部保健所管内はインフルエンザの注意報レベル^{*2}に入ったと考えられます。

今後、流行が拡大する可能性があることから、裏面の予防対策を改めて県民に周知したいので、報道機関の皆様方にも御協力をお願ひいたします。

- ※1 【峠南保健所管内】 3 定点医療機関の合計報告数 34 人 $34 \text{ 人} \div 3 \text{ 医療機関} = 11.33$
【富士・東部保健所管内】 7 定点医療機関の合計報告数 164 人 $164 \text{ 人} \div 7 \text{ 医療機関} = 23.43$
- ※2 県内全体で 1 定点医療機関あたりの報告数が 1. 00 を超える 流行入りの目安
保健所管内で 1 定点医療機関あたりの報告数が 10. 00 以上 注意報レベル
保健所管内で 1 定点医療機関あたりの報告数が 30. 00 以上 警報レベル

【保健所別直近の定点あたりの報告数】

週	山梨県	中北	峡東	峠南	富士・東部	参考) 甲府市
5 週 (1/26～2/1)	46. 97	69. 42	58. 50	11. 33	23. 43	37. 43
4 週 (1/19～1/25)	22. 23	28. 33	32. 33	7. 33	8. 86	22. 86
3 週 (1/12～1/18)	8. 34	13. 17	10. 50	1. 33	3. 29	6. 29
2 週 (1/5～1/11)	10. 03	13. 83	10. 33	5. 00	7. 57	7. 86
1 週 (12/29～1/4)	5. 03	7. 08	3. 50	6. 00	2. 71	4. 71

【令和 7 年 保健所別直近の注意報・警報レベル入り】

	注意報	警報
中北保健所管内	第 46 週 (11/10～11/16)	第 47 週 (11/17～11/23)
峡東保健所管内	第 44 週 (10/27～11/2)	第 47 週 (11/17～11/23)
峠南保健所管内	第 52 週 (12/22～12/28)	
富士・東部保健所管内	第 46 週 (11/10～11/16)	第 47 週 (11/17～11/23)
参考) 甲府市保健所管内	第 46 週 (11/10～11/16)	第 49 週 (12/1～12/7)

インフルエンザの予防対策

●インフルエンザを予防するために

- ✓ 帰宅した際は、**石けんによる手洗い**等を行いましょう。
- ✓ 流行時には人混みを避け、混雑した場所に行くときや近い距離で会話するときなどには**マスクを着用**しましょう。
- ✓ **十分な睡眠・休養**をとり、体調を良好に保つよう心がけましょう。
- ✓ 室内では**こまめに換気**をしましょう。

●キーワードは「咳エチケット」

- ✓ **咳・くしゃみの症状**がある場合は、必ず**マスクを着用**しましょう。
- ✓ マスクがない場合はハンカチなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけるようにしましょう。
- ✓ マスクは説明書を読んで正しく着用しましょう。

●高熱が出る、呼吸が苦しいなど体調が悪い場合は

- ✓ **早めの医療機関の受診**をご検討ください。
- ✓ 医療機関を受診する際は**マスクを着用**しましょう。
- ✓ **外出を控え、十分な休養**を取りましょう。

※学校保健安全法では、発症してから 5 日間、かつ、熱が下がった後 2 日間(幼児は 3 日)は自宅で休息を取ることになっております。

なお、学校保健安全法における出席停止期間が経過した後に、改めて検査を受ける必要はなく、当該児童生徒等が学校に復帰する場合には、治癒証明書や陰性証明書の提出は原則として不要とされています。

インフルエンザの特徴や予防などについては、こちらをご覧ください。

【やまなし感染症ポータルサイト】

<https://www.pref.yamanashi.jp/kansensho/influenza.html>